

岩倉市災害廃棄物処理計画（案）



岩 倉 市

目 次

ページ

第1編 総論

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の目的	1
第2節 本計画の位置付け	2
第3節 対象とする災害と災害廃棄物	3
第4節 本計画の見直し	7

第2章 災害廃棄物対策に係る全般的事項

第1節 災害廃棄物処理に係る基本方針	8
第2節 発災後の時期区分と特徴	9
第3節 各主体の役割と市の業務概要	10
第4節 組織体制	12
第5節 情報収集及び連絡体制	14
第6節 関係機関、民間事業者等との連携	15
第7節 市民等への広報と情報発信	19

第2編 災害廃棄物処理対策

第1章 被災者の生活に伴う廃棄物に係る事項

第1節 ごみ・し尿の処理	20
第2節 一般廃棄物処理施設対策	27

第2章 災害によって発生する廃棄物に係る事項

第1節 災害によって発生する廃棄物処理の流れ	30
第2節 災害によって発生する廃棄物発生量の推計	31
第3節 損壊家屋等の解体・撤去・運搬	35
第4節 水害廃棄物の処理	38
第5節 仮置場	39
第6節 中間処理・再資源化・最終処分	43
第7節 特別な対応・配慮が必要な廃棄物等	48
第8節 環境対策（モニタリング）	53

第1編 総論

第1章 基本的事項

第1節 計画策定の目的

本国は、その位置、地形、地質、気象等の自然的条件から、各種自然災害が発生しやすい国土である。南海トラフ全域で30年以内にマグニチュード8以上の地震（以下「南海トラフ地震」という。）が起きる確率は70～80%程度と予測されており、本市域は巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。また、近年気候変動に伴う強い台風や集中豪雨の増加により、河川氾濫等の災害リスクも高まっている。

平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、平成26年3月には、環境省において、地方自治体の災害廃棄物対策を促進するための「災害廃棄物対策指針」が策定され、愛知県では平成28年10月に「愛知県災害廃棄物処理計画」が策定されている。また、平成30年3月には、熊本地震等の近年の災害の知見をもとに「災害廃棄物対策指針」が改定されている。

このような背景を踏まえ、本市においても災害によって発生する廃棄物（ごみ、し尿、がれきなど）の処理を適正かつ円滑に実施するために、「岩倉市災害廃棄物処理計画（以下「本計画」という。）」を策定するものである。

なお、岩倉市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）では、本計画で被害想定する海溝型地震である南海トラフ地震のほかに内陸直下型地震である想定濃尾地震を想定地震としているが、こちらの発災時についても、本計画に定める災害廃棄物処理対策を基本に対応するものとする。

第2節 本計画の位置付け

本計画は、環境省の定める「災害廃棄物対策指針」に基づき策定するものであり、「岩倉市一般廃棄物処理計画（以下「廃棄物処理計画」という。）」、「地域防災計画」及び「愛知県災害廃棄物処理計画」との整合を図り、災害廃棄物の処理を円滑に行うために、必要な事項を示したものである。本計画の位置付けは、図1-1-1のとおりである。

なお、本市で災害が発生した場合、災害廃棄物の処理は本計画の内容を踏まえて実施するが、実際の被害状況等を把握し、廃棄物処理を的確に進めるため、「岩倉市災害廃棄物処理実行計画（以下「実行計画」という。）」を策定する。

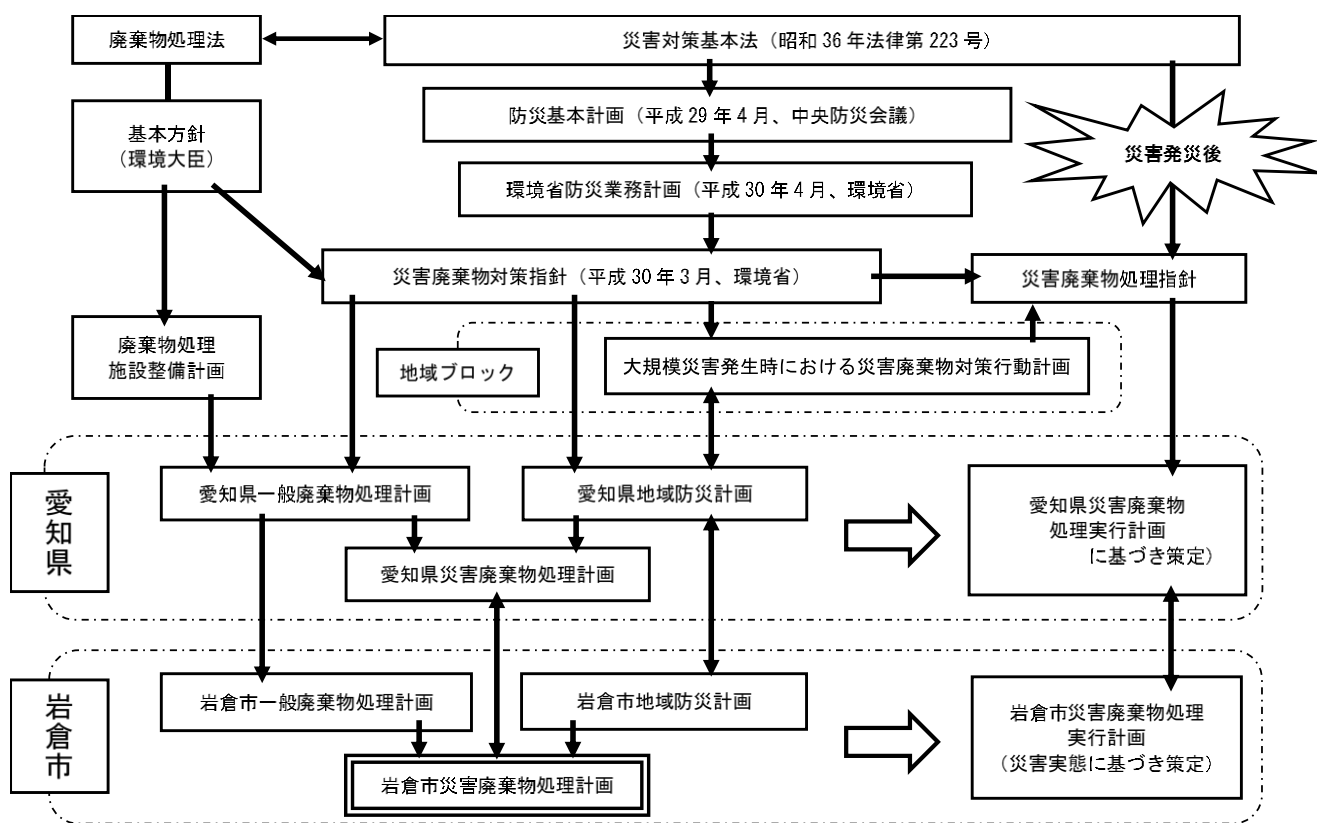


図1-1-1 岩倉市災害廃棄物処理計画の位置付け

第3節 対象とする災害と災害廃棄物

(1) 対象とする災害

本計画では、地震災害及び風水害、その他自然災害を対象とする。(表 1-1-1)

表 1-1-1 対象とする災害

対象とする災害	概要
地震災害	地震の揺れに加え、これにより発生する火災、液状化等も対象とする。
風水害、その他 自然災害	台風、集中豪雨等による多量の降雨により生ずる洪水、内水氾濫等の被害を対象とする。

(2) 本計画における被害想定

本計画における被害想定は、「愛知県災害廃棄物処理計画」に基づき、愛知県が平成23年度から平成25年度に実施した「愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書」による海溝型地震の南海トラフ地震（過去地震最大モデル）により想定される被害とする。(表 1-1-2) (表 1-1-3) (図 1-1-2)

表 1-1-2 想定する地震

	地震	説明
海溝型地震	南海トラフ地震 (過去地震最大モデル)	南海トラフで繰り返し発生している地震のうち、過去に発生した宝永地震、安政東海地震、安政南海地震、昭和東南海地震、昭和南海地震の5地震を重ね合わせた地震
	【参考】 南海トラフ地震 (理論上最大想定モデル 陸側ケース)	南海トラフで発生する恐れのある地震のうち、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震
内陸直下型地震	【参考】 想定濃尾地震	1891年(明治24年)に発生した濃尾地震の再来を想定したマグニチュード8クラスの地震

表 1-1-3 本計画における被害想定

【南海トラフ地震（過去地震最大モデル）の被害想定】

構造	全壊（棟）	半壊（棟）	焼失（棟）	津波（棟）	平均床面（㎡）
木造	24	291	2	0	98.9
非木造	15	68	1	0	328.1
計	39	359	3	0	427.0

出展）愛知県地震被害想定結果に基づく被害量（市町村）

【南海トラフ地震（過去地震最大モデル）の災害廃棄物発生量（選別前）】

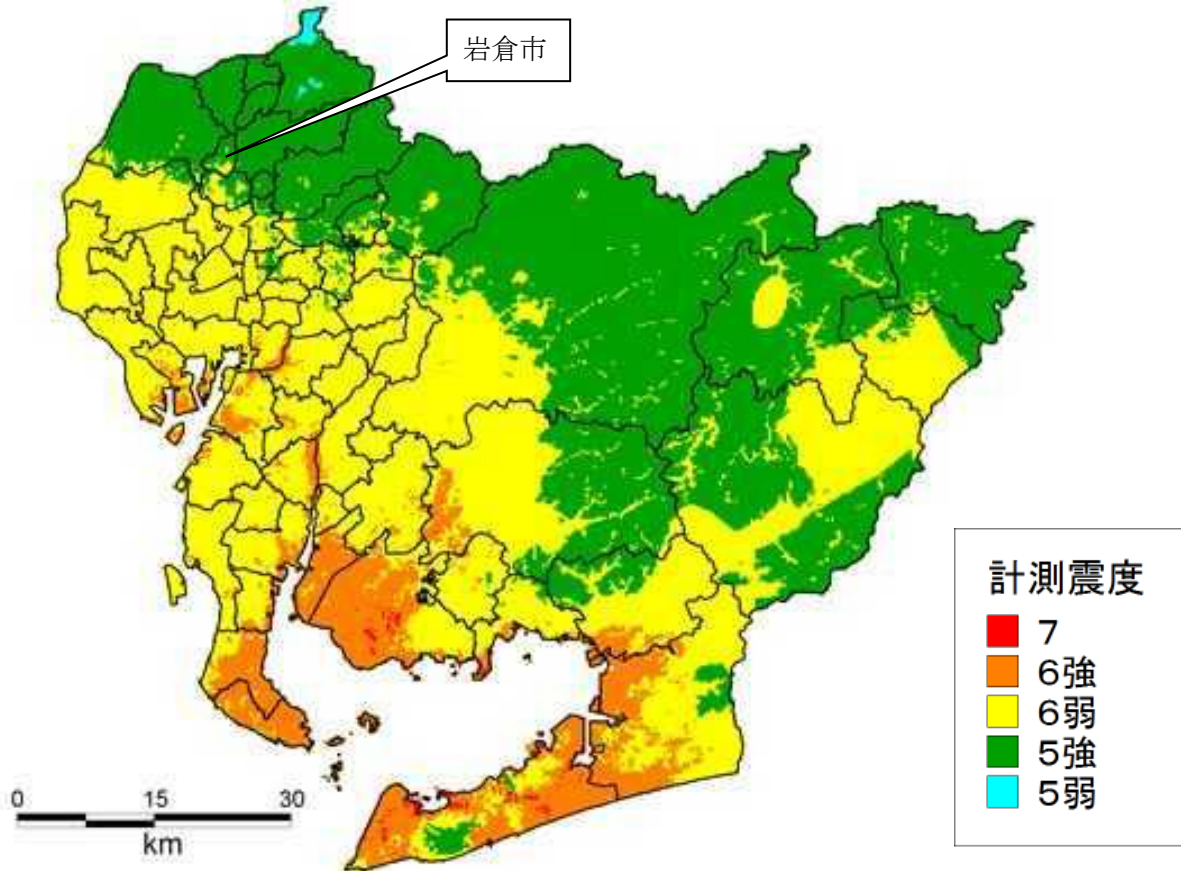
		可燃混合物 (t)	コンクリートがら (t)	金属くず (t)	不燃混合物 (t)	計 (t)
木造	可燃物	1,577.14	—	—	—	1,577.14
	不燃物	—	1,791.58	126.51	2,162.96	4,081.05
非木造	可燃物	938.37	—	—	—	938.37
	不燃物	—	72,213.13	372.44	15.20	7,600.76
木造 (焼失)	可燃物	0.15	—	—	—	0.15
	不燃物	—	41.52	3.08	43.49	88.08
非木造 (焼失)	可燃物	0.13	—	—	—	0.13
	不燃物	—	240.20	13.02	0.44	253.66
計		2,515.78	9,286.42	515.05	2,222.09	14,539.34
			可燃物	2,515.78	不燃物	12,023.56

出展）愛知県の災害廃棄物等発生量推計方法に基づく発生量

【(参考) 南海トラフ地震（過去地震最大モデル）の1棟あたりの災害廃棄物発生量（選別前）】

構造	区分	全壊 (t)	半壊 (t)	焼失 (t)
木造 (98.9 ㎡/棟)	可燃物	19.19	3.84	0.08
	不燃物	49.65	9.93	44.04
	計	68.84	13.77	44.12
非木造 (328.1 ㎡/棟)	可燃物	32.81	6.56	0.13
	不燃物	265.76	53.15	253.66
	計	298.57	59.71	253.79

図 1-1-2 震度分布図 南海トラフ地震（過去地震最大モデル）による想定



出展) 愛知県東海地震・東南海地震・東海地震等被害予想調査結果
(愛知県防災会議地震部会平成 26 年 5 月)

【(参考) 地域防災計画における濃尾地震を想定した被害予測】

構造	想定濃尾地震	
	全壊(棟)	半壊(棟)
木造	3,960	3,523
非木造	373	624
計	4,333	4,147

(3) 対象とする災害廃棄物等

本計画で対象とする災害廃棄物等は、被災者の生活に伴う廃棄物及び災害によって発生する廃棄物等に区分され、表 1-1-4 のとおりとする。

なお、事業所等から排出される災害廃棄物の処理については、事業者が自ら処理等を行うことを基本とするが、大規模災害の発生後に国が示す取り扱いに準じて対応する。

表 1-1-4 対象とする災害廃棄物等

	種類	内容
伴う被災者の生活に 廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
	粗大ごみ	家庭及び避難所から排出される粗大ごみ
	し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿
災害によって発生する廃棄物等	可燃物	繊維類、紙、木くず等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、瓦、レンガ、タイル、土砂等が混在する不燃性のもの
	木くず	柱、はり、壁材等の廃木材
	畳・布団	被災家屋から排出される畳・布団で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等
	腐敗性廃棄物	冷凍冷蔵庫や加工場等から排出される食品廃棄物・水産廃棄物、飼肥料工場等から排出される飼料・肥料等
	廃家電 (4品目)	被災家屋から排出される家電4品目(テレビ、洗濯機・衣類乾燥機、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫)で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	小型家電 その他家電	被災家屋から排出される家電4品目以外の家電製品で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等	自然災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付自転車
	有害廃棄物 危険物	廃石綿等、石綿合有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA(クロム銅砒素系木材保存剤使用廃棄物)・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物、太陽光パネルや蓄電池、消火器、ボンベ類などの危険物
	その他、適正処理が困難な廃棄物	タイヤ、バッテリー等の適正処理困難物

第4節 本計画の見直し

被災後の復旧・復興を速やかに進めるためには、本計画の実効性を確保しておくことが必要である。

このため、平常時から職員に周知するとともに収集体制や処理施設等における変更があった場合には適宜修正を行う。また、災害廃棄物対策指針、愛知県災害廃棄物処理計画及び地域防災計画等関連計画が改定等された場合は、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

第2章 災害廃棄物対策に係る全般的事項

第1節 災害廃棄物処理に係る基本方針

災害廃棄物の処理は、以下に示す基本方針に従い処理する。

① 衛生的かつ迅速な処理

災害で発生した廃棄物（し尿を含む）については、生活衛生の確保と地域復旧・復興の観点から、可能な限り迅速な処理を進める。

② 計画的な対応・処理

災害による道路の寸断、多量に発生した災害廃棄物に対応するため、仮置場の適正配置や有効な処理施設の設置により災害廃棄物を効率的に処理する。

③ 環境に配慮した処理

災害廃棄物の運搬や処理においては、作業の安全確保を図るとともに、周辺的生活環境への影響に配慮して進める。特に建築物解体の際のアスベスト飛散防止対策、緊急処理施設におけるダイオキシン類対策、冷蔵庫等の家電製品のフロン飛散防止対策などに配慮する。

④ リサイクルの推進

災害時に発生する膨大な災害廃棄物を極力地域の復興などに役立てるとともに、建築物解体時から徹底した廃棄物の分別を行い、災害廃棄物のリサイクルの推進と処分量の低減を図る。

⑤ 処理の協力・支援、連携

処理能力が不足する場合等、ごみの処理に関しては、必要に応じて国や県、他自治体及び民間事業者等の支援を要請して処理を行う。また、ごみの排出等については、行政区や地域の民間事業者、ボランティア等と連携して進めるものとする。

第2節 発災後の時期区分と特徴

発災後の時期区分と特徴は、東日本大震災クラスの場合を想定し、表 1-2-1 に示す。

表 1-2-1 発災後の時期区分と特徴

時期区分		時期区分の特徴	時間の目安
災害 応急 対応	初動期	人命救助が優先される時期 (体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
	応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期 (主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3週間程度
	応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期 (災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3か月程度
復旧・復興		避難所生活が終了する時期 (一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3年程度

※時間の目安は災害規模や内容によって異なる（東日本大震災クラスの場合を想定）。

出典) 災害廃棄物対策指針(平成30年3月)環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

第3節 各主体の役割と市の業務概要

(1) 市、市民、事業者の役割

① 市の役割

- ・本計画に基づき、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する。
- ・災害廃棄物処理の知見を高めるため研修や訓練を行う。
- ・一般廃棄物処理施設の防災対策及び収集車両や機器の確保をする。
- ・災害廃棄物の発生量を把握し、的確に処理・処分を進める実行計画を策定する。
- ・近隣自治体や事業者との連携を密にし、相互応援体制を強固なものとする。
- ・本市が被災していない場合や被災の程度が軽い場合は、被災した他市町村を支援する。
- ・市民等への啓発を行う。

② 市民の役割

- ・各家庭において住宅の耐震化、家具の固定化などを行い、地震による家屋の損壊、家具の破損の防止に努める。
- ・災害時においても平常時と同様のごみ分別を行い、リサイクルの推進に努める。
- ・地域で協力し、ごみ集積場を衛生的に保持する。

③ 事業者の役割

- ・市との協定に基づき、市が行う災害廃棄物の処理について必要な協力を行う。
- ・災害時における廃棄物処理の周知に協力する。
- ・自己処理を行うにあたっては、適正に処理するとともに再資源化に努める。

(2) 市の業務概要

本市が発災前及び発災後の各フェーズで行う業務の概要を表 1-2-2 に示す。それぞれの時期は災害規模等により異なるが、応急対応は発災から3週間程度とそれ以降の3か月程度まで、復旧・復興は応急対応後から発災後3年程度を目安とする。

表 1-2-2 本市における業務概要

フェーズ	業務概要
発災前	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理計画の策定 ・ 県、他市町村、関係機関等との連絡体制の整備 ・ 応援要請先の確保、災害応援協定の拡充・具体化 ・ 一般廃棄物処理施設の防災対策の実施 ・ 仮置場候補地の設定 ・ 人材育成、訓練の実施
発災後 3 か月程度まで (応急対応)	<p>【初動期：発災後数日間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織体制の整備 ・ 避難所ごみ、し尿の収集運搬、処理 ・ 被害状況の把握（市内全域、交通状況、ごみ焼却施設等）、県への報告 ・ 他市町村、民間事業者等への応援要請 ・ 県への調整等の要請 ・ 一次仮置場の設置 <p>【初動期以降】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ焼却施設等の補修、再稼働 ・ 災害廃棄物の収集、撤去 ・ 廃棄物処理業者への委託処理 ・ 災害廃棄物発生量等の推計 ・ 災害廃棄物処理実行計画の策定 ・ 災害等廃棄物処理補助事業※のための報告書の作成 <p>県へ事務委託する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託範囲の確定 ・ 事務委託の手続き（規約、議決、告示） ・ 仮設処理施設の設置場所選定
発災後 3 年程度まで (復旧・復興)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損壊家屋等の解体・撤去 ・ 必要に応じて二次仮置場の設置 ・ 災害廃棄物の処理 ・ 災害等廃棄物処理補助事業における災害査定を受検、補助申請

※災害関係業務事務処理マニュアル（平成 26 年 6 月、環境省）を参考に事務を実施
出典）愛知県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 10 月）に加筆修正

第4節 組織体制

発災直後の非常参集などの配備体制と業務は、地域防災計画で定めるとおりとする。ただし、災害廃棄物処理は、業務が国及び愛知県との調整、仮置場の設置・運営など広範にわたることから、環境保全課を中心に臨時的災害廃棄物処理対策の組織を設置する。(図1-2-1)(表1-2-3)

なお、臨時の体制を組織する際は、次の点に留意する。

- ・組織体制として、指揮系統が機能するように、統括責任者を置く。
- ・統括責任者は、環境保全課長(不在の場合は、市民部長が指名するものとする。)をもって、各係(総務係、収集・処理係)の係長は廃棄物グループ長、環境グループ長をもって充てるが、災害廃棄物処理対策上必要と認めるときは、関係職員を各係の係長に配置することができるものとする。
- ・組織の業務については、災害応急時期と復旧・復興時期では異なるため、処理の進捗に合わせて、危機管理課、建設部等と連携を図り、人員の配分等組織体制の見直しを行う。
- ・災害の規模に応じて、支援自治体からの人的支援の受入についても考慮した組織体制とする。

図1-2-1 災害廃棄物処理対策組織の構成

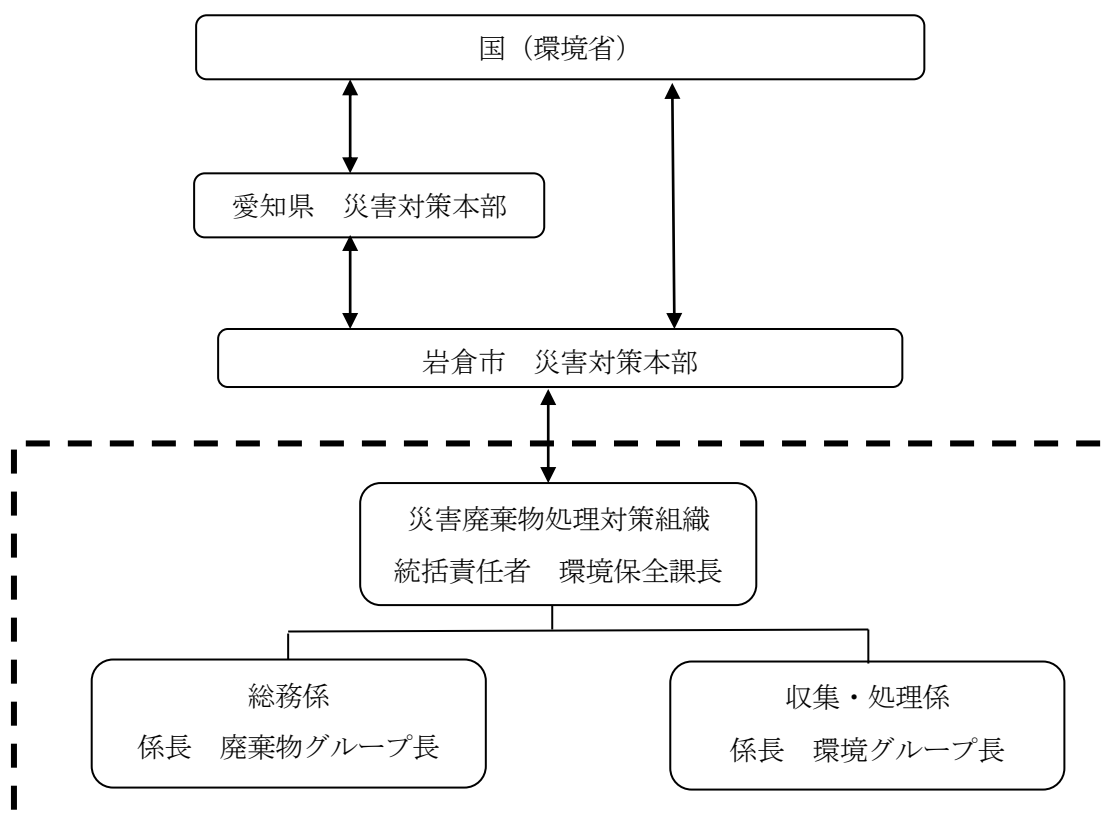


表 1-2-3 災害廃棄物処理対策組織における業務概要

担当		業務概要	
	統括責任者	災害廃棄物処理業務全般の統括	
		市災害対策本部への要請・協議	
	総務係	総務担当	庶務
			組織体制整備
			職員派遣・受入に係る調整
			予算管理、契約事務
		処理計画 (ごみ) 担当	災害廃棄物発生量(ごみ)の推計
			災害廃棄物処理実行計画の策定
			被災状況の情報収集
			国庫補助金関係事務
		処理計画 (し尿) 担当	し尿発生量の推計
			し尿処理の計画策定
	仮設トイレの設置、維持管理、撤去計画		
	収集・処理係	収集担当	被災者の生活に伴う廃棄物の収集
			災害廃棄物の収集業務管理
広域応援に係る連絡調整			
処理担当		処理先の確保(再資源化、中間処理、最終処分)	
		広域処理に係る連絡調整	
		適正処理困難物等の処理ルート確保	
仮置場担当	仮置場・仮設処理施設の整備・管理		

【災害廃棄物処理に係る関係組織】

関係組織	業務概要
福祉課	ボランティア活動の環境整備
税務課	罹災証明書に係る家屋等の被害状況調査
危機管理課	罹災証明書に係る家屋等の被害状況調査 罹災証明書の発行 各関係団体への応急復旧支援要請
都市整備課・維持管理課	道路等の障害物除去 避難路、緊急交通路、緊急輸送路の確保 建築物の被害程度の把握

第5節 情報収集及び連絡体制

災害対策本部から収集する情報については、表 1-2-4 に示す。

表 1-2-4 災害対策本部から収集する情報

区分	情報収集項目	目的
ライフラインの被害状況等の把握	<ul style="list-style-type: none">・ 停電、断水、ガス供給停止の状況及び復旧の見通し・ 下水処理施設の被災状況	<ul style="list-style-type: none">・ 廃棄物処理施設の復旧見込みの把握・ 下水処理施設の活用可能性の把握
避難箇所と避難者数の把握	<ul style="list-style-type: none">・ 避難所名・ 各避難所の避難者数	避難所ごみ等、し尿等の発生状況の把握
道路・橋梁の被害状況等の把握	道路・橋梁の被害状況と復旧の見通し	<ul style="list-style-type: none">・ 被災現場へのアクセスルートの把握・ 廃棄物の収集運搬体制への影響把握
建物等の被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none">・ 建物の全壊、焼失、半壊、床上浸水、床下浸水の棟数・ 浸水範囲、面積	災害廃棄物等発生量の把握

また、連絡体制については、発災時の連絡手段は、原則として地域防災計画に基づき実施する。特に発災直後に確認を要する処理施設や収集運搬車両の被害状況及び稼働状況については、BCP及び初動マニュアルに基づき実施する。

発災直後は、電話回線による通信手段が途絶する可能性があるため、有線・無線の通信手段を利用するほか、携帯電話や衛星通信施設、電話・電報施設の優先利用、放送事業者への放送依頼等を行い、効果的な通信の運用を図る。

第6節 関係機関、民間事業者等との連携

災害廃棄物の処理に当たっては、本市が主体となって行うことを基本とするが、被害状況等により、愛知県、他地方自治体及び民間事業者等の協力・支援による広域的な処理を進める。

(1) 地方自治体との連携

被害状況等に応じて、災害支援協定等に基づき、愛知県や他地方自治体に協力・支援を要請する。

本市が締結している災害時の相互応援に関する協定を表 1-2-5 に示す。

また、岩倉市と小牧市の供用ごみ処理施設である小牧岩倉エコルセンター（以下「エコルセンター」という。）と、岩倉市、犬山市、江南市、大口町、扶桑町の供用し尿処理施設である愛北広域事務組合愛北クリーンセンター（以下「愛北クリーンセンター」という。）において締結している災害時の相互応援に関する協定についても併せて表 1-2-6 と表 1-2-7 にそれぞれ示す。

表 1-2-5 災害時の相互応援に関する協定（地方自治体）

名称	協定先	内容
災害時における相互応援に関する協定	春日井市、犬山市、江南市、小牧市、大口町、扶桑町	包括的な相互応援協定
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県、愛知県内の市町村及び下水道管理者	
災害時における相互応援協定確認書	福井県大野市	資機材、救援物資等の提供及び職員の派遣
災害時相互応援協定書	宮城県岩沼市	
愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定	一宮市、津島市、犬山市、江南市、稲沢市、愛西市、弥富市、あま市、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村	
災害時における相互応援に関する協定	小牧市、豊山町、大口町、扶桑町	

表 1-2-6 エコルセンターにおける災害時の相互応援に関する協定

名称	協定先	内容
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県内の市町村及び一部事務組合	包括的な相互応援協定
尾張部清掃工場連絡会議ごみ処理相互応援に関する協定書	春日井、稲沢市、江南丹羽環境管理組合、尾張東部衛生組合、尾三衛生組合、犬山市、海部地区環境事務組合、一宮市、名古屋市	ごみの処理支援

表 1-2-7 愛北クリーンセンターにおける災害時の相互応援に関する協定

名称	協定先	内容
災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書	愛知県内の市町村及び一部事務組合	包括的な相互応援協定

(2) 自衛隊、警察、消防等との連携

応急対応時の災害廃棄物処理については、倒壊した建物の解体・撤去等、人命救助等の活動と関わる部分もあるため、連携を図り実施する。また、災害廃棄物を撤去する際には、有害物質や危険物質が混在する可能性があるため、必要に応じてその情報を自衛隊や警察等へ提供する。

(3) 民間事業者との連携

災害廃棄物の処理については、本市の処理体制だけで対応することが困難である場合は、廃棄物処理の経験、能力や必要な資機材を有する民間事業者等に協力・支援を要請する。

本市が締結している災害時の協力・支援に関する協定を表 1-2-8 に示す。

表 1-2-8 災害時の協力・支援に関する協定（民間事業者等）

名称	協定先	内容
災害時における応急対策業務に関する協定書	岩倉市建設協力会	建築・建設に関する応急対策業務
	岩倉市建築災害協力会	
災害時における廃棄物の処理等に関する協定	（一社）愛知県産業廃棄物協会	災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定書	株式会社アクティオ	避難所で使用する仮設トイレ等の提供

（４）広域的な連携

- 本計画における関係機関との協力体制は、広域的な相互協力を視野に入れた体制とする。
- 愛知県内の周辺市町村については、被害状況等に応じて、愛知県と連携して地域ブロックによる連携等の相互協力体制を検討する。
- 県域を越えた広域処理については、環境省中部地方環境事務所による中部ブロックの広域連携計画に基づき、愛知県を通じて具体的な協力要請を行うため、愛知県に被災状況等を報告するとともに、愛知県から情報収集や指導・助言を受けながら、相互協力体制の構築を図る。

（５）行政区及びボランティアとの連携

- 地域のごみ集積場所、避難所のごみ排出場所や汲取りトイレ、一時的な仮置場等での排出方法の周知や衛生管理等、また災害弱者におけるごみ排出の援助にあっては、行政区に協力を依頼する。
- ボランティアにあっては、①被災家屋における家財の撤去や搬出、②災害廃棄物の選別、貴重品や思い出の品等の整理、その他の清掃業務等、ニーズに応じて協力を要請する。
- 災害廃棄物処理対策組織総務係は、福祉課を通じて、岩倉市地域ボランティア支援本部に対して、ボランティアの受入れについて調整を行う。

(6) 他被災地への協力・支援

- 愛知県では、地震等による大規模災害が発生した場合に備えて、県、市町村、一部事務組合及び下水道管理者との間で「災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定」を締結している。本市は、この協定に基づき、被災した市町村、下水道管理者又は県からの応援要請に応じ、協力・支援を行う。
- 県外自治体等への協力・支援については、被災した自治体等からの応援要請に基づき行う。
- 被災した自治体等の被害状況、支援ニーズ等を把握したうえで、協力・支援体制を検討する。
- 被災地への協力・支援を積極的に行うことで、本市が今後直面するかもしれない大規模災害に係る災害廃棄物処理の対応力の向上につなげる。

第7節 市民等への広報と情報発信

災害廃棄物の円滑な処理のために、市民等への啓発・広報を行う。

情報の発信方法としては、広報紙、マスメディア、インターネット、説明会、回覧板等の多様な手段を用いることとする。市民等への情報発信内容を表 1-2-9 に示す。

また、平常時には、災害廃棄物処理を円滑に進めるために必要な事項について、普及啓発・広報に努めるものとする。

表 1-2-9 市民等への情報発信内容

対応時期	周知内容	周知方法
初動期	<ul style="list-style-type: none"> ・危険物や有害物の取扱いについて ・仮置場の設置状況、搬入対象品目、搬入方法について ・し尿収集の実施について 	<p>以下の方法から選定して周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙
応急対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積場所や排出方法（分別方法、留意点）について ・災害廃棄物撤去等のボランティア支援依頼方法について ・損壊家屋等の解体申請方法・所有者意思確認について ・被災自動車の取扱いについて ・便乗ごみの排出、不法投棄、野焼き等の禁止について 	<ul style="list-style-type: none"> ・報道等のマスメディア ・インターネットを用いた市ホームページ等 ・避難所等での説明会 ・回覧板 ・避難所、公共機関等の掲示板への貼り出し ・防災行政無線 ・広報車の巡回
復旧・復興	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理実行計画について ・災害廃棄物処理の進捗状況について ・環境モニタリング結果について 	

第2編 災害廃棄物処理対策

第1章 被災者の生活に伴う廃棄物に係る事項

本章では、被災者の生活に伴う廃棄物に係る事項として、発災後速やかに対応する必要がある「ごみ・し尿の処理」及び「一般廃棄物処理施設対策」について示す。

廃棄物		内容	
被災者の生活に伴う廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ	可燃ごみ、資源
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ	可燃ごみ、資源
	粗大ごみ等	家庭及び避難所から排出される生活ごみ	粗大ごみ、破碎ごみ
	し尿	汲取り世帯及び仮設トイレから発生するし尿	し尿

第1節 ごみ・し尿の処理

(1) 生活ごみ・避難所ごみ・粗大ごみ等

① 基本方針

- 生活ごみ・避難所ごみ及び粗大ごみ等（粗大ごみ・破碎ごみ）は、原則として平常時の体制により収集運搬及び処理を行う。ただし、道路の被災若しくは収集運搬車両や処理施設等の状況によっては、市民の生活環境への影響やその他の状況を総合的に勘案して対策を講じるものとする。
- 最優先して収集（可燃ごみにあつては処理も含む）すべきごみは、可燃ごみ（腐敗性廃棄物を含む）及び損壊家屋等から多量に発生し生活に支障をきたす恐れがある粗大ごみとし、以降、各自で保管できる粗大ごみ、破碎ごみ、資源とする。
- 収集運搬能力若しくは施設の処理能力を超えるごみが排出される恐れがある場合は、優先順位に従って、収集及び処理を行える体制を構築するものとする。
- 事業系ごみ（各事業所から排出されるごみ）については、平常時と同様に市では収集せず、許可業者による収集を基本とする。

② 発生量

- 生活ごみ・避難所ごみの発生量については、発災後に避難者数がピークとなる発災1週間後と、平常時のごみ処理体制に戻りつつある発災1か月後を対象

" >Q M+áë "@ #. 0¿ PÇ

>&>/' #. 0¿ b+0[

•w wæÆ_c 2(;ì 0¿ jíÈæ!») œb K€ #. 0¿ lg j%±%4bWÈ4) Ž
 #. 0¿ @>/?dNX6• rS •w b M+áë "@&Hs>' † #. M•`"> ¼ /'#Õ) œb (
 0¿ \KZ ``> w_!•7 0¿ ('±Hs #. 0¿ lg q) (@6•
 Q€} bM+áë "@ #. 0¿ b+0[†² 2-1-6 _&gM

/² 2-1-6 M+áë "@ #. 0¿

q2(;ì 0¿

j&à	¼ ´ wë 2! » d
d~...	¼ ´ w%¼ Ö#ë' -%>/\$...
\...8'	2,006 M
j#Ý6ä	Û ô 50 ° 10 v 28 ¥
#.%o'	})°
#.+ Š	'5A* >&" Ý Ñ « ³î Ý>8 1>r/ ¥

rK€ #. 0¿

j&à	j í È æ ! ») œ jí j Ü î â - â ± î
d~...	¼ ´ w5 \$#ë ¥ £ 760\$...
\...8'	14,196.81 M
y d	¹ B 5 ° 2 v 27 ¥
#.%o'	9x2, '+:E(ò #. %o'>) Mì #. È b W È ž °
#.+ Š	280 D>- ¥>& K €>) w ì t ß >>'

sWÈ4) Ž #. 0¿

j&à	-²] ' È w ì - â ± î
d~...	¼ ´ w í â # è '# £ 7\$... 1
\...8'	114,100 M
j#Ý6ä	¹ B 13 ° 4 v 1 ¥
#.%o'	7Ý c ç •%ê ì +:E 2
#.+ Š	(Û 139,500 Q>- ¥

tl•7< 0¿

j&a	`"> ¾ ' š¥Ý - á±î H s P/% 0¿
d~...	`"> w ± Ð5 • 2881\$... 9
\...8'	35,473.90 M>& È8' >8 8,124 M>'
j#Ý6ä	1B 27 ° 4 v 1 ¥
#.%o'	© Õ Ç !T' ž « ì P/%!T
#.+ Š	197>r>- ¥>&98.5>r™2!T>'

u%Ú%Ë #. 0¿

j&a	`"> ¾ ' š¥Ý - á±î H s%Ú%Ë 0¿
d~...	`"> w ± Ð5 • 2881\$... 9
\...8'	35,473.90 M>& È8' >8 2,012 M>'
j#Ý6ä	1B 27 ° 4 v 1 ¥
#.%o'	*3ÿ%Ú%Ë µ 9x3ÿ%Ú%Ë µ
#.+ Š	27>r>- 5>f

v q) (

j&a	`"> ¾ ' /#Õ) œ#" C - á±î (
d~...	`"> w ± ÐØ 1821\$... 3
\...8'	184,158.09 M
Ù'g ...8'	24,500 M
Ù'g 5	293,900 Q
j#Ý6ä	1B 10 ° 4 v 30 ¥
Ù'g%o2	§ á » - µ³ d 2

>&>0>' #. 0¿ b*•7È ö¼

•w b M+á ë "@ b z0[#. 0¿ [6•š¥Ý - á±î l g í í Üîá - á±î _ X 8
 Z b*•7È0¿0£ c 7È Ø>4 l&ì Ø b ± ... 7È @\$!#Õ K S œ _ > 8 Z v "@3#/_4Š (\$x^fg
 m €¼ b † / @#Õ L Z v ½ o x ± A ^ † / _ +³ • G \ ^ C ... 7È < v "@ † Q#Ý K) F E } € •
 0¿0£ [6• r S 0¿ '¼ _6õ K Z v]_Q#Ý K) F E • G \ c •+ [6•
 K ? K 0¿ @ Q#Ý [A • g Â [6 W Z v È 4 (x 7 Á ¼'¼ b Û - Ç Û - á b •) / x ² 0 [" @ 2 (
 b 1 * 4) Y , _ | ~ > @ T 7 ' _ ^ • œ @ 6 • S u ... W È x] È ¼ b £ í 7 È b & -
 4 3 ? _ ² 0 [^ . c x ! P q ^] b - s '¼ _ X 8 Z è 0 ! † / œ :

>&>1>' #. <0¿ b/õ Ÿ/D b Z

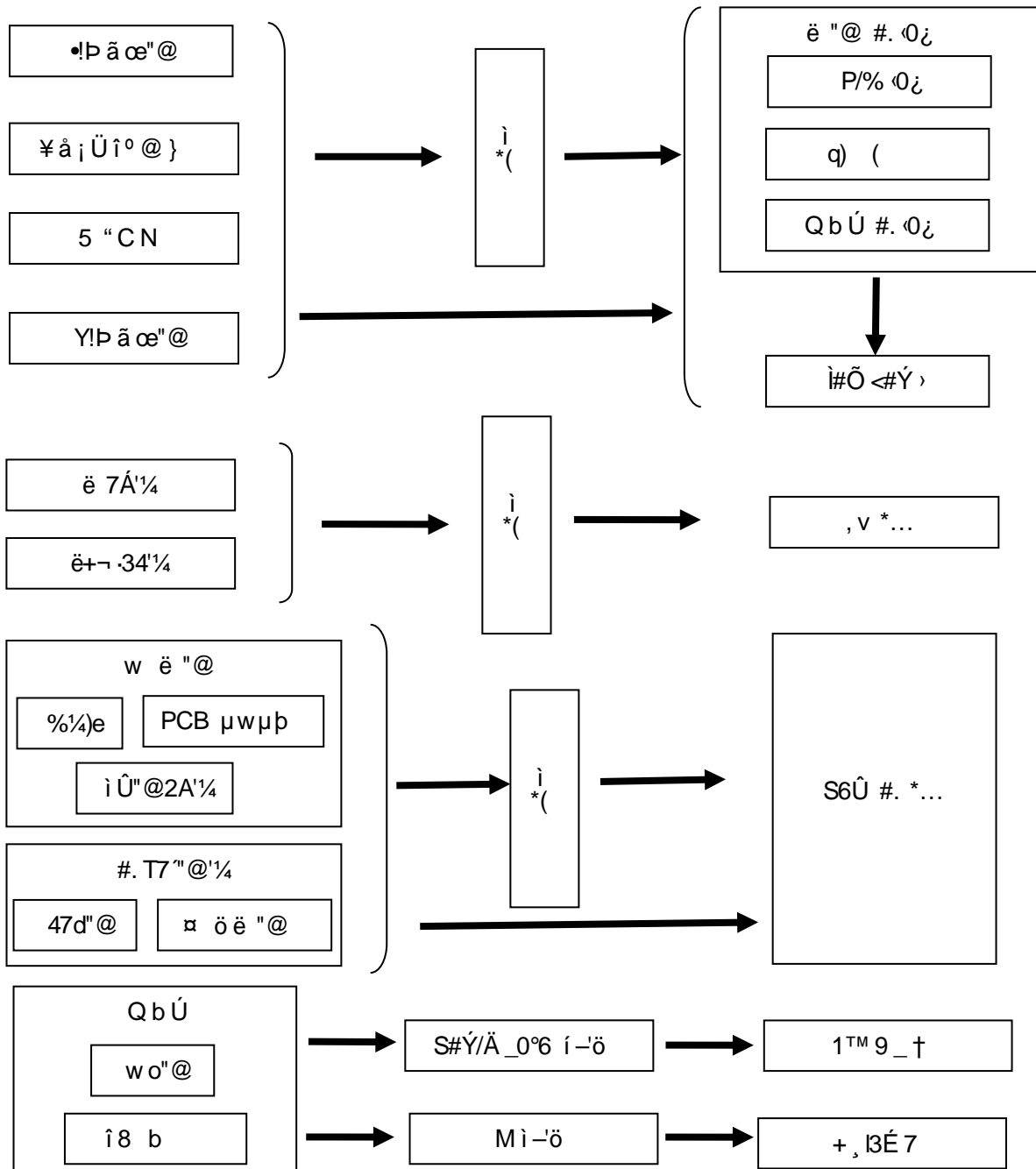
#. <0¿ @!O _|~|Õ!OKS œ_P M•Su/õ Ÿ'¼_º[^2(µ!b -s_X 8 Z
è0! †/œ: rS !O ì_ <Z K€ #.0¿ b ' > †)FE•Su_º[^! Q K Z
4 ™34 g'¼ b!P q\^• 3M '¼ b!P q b -s †/œ: f_!O \$!#Õ ‹ b <0¿ b!l èíŸŸ_
< É Û â ° Ó î • î'¼ \b Š/D †&'g M•

">0'v !O _|WZ\$!#Õ M•ë "@ _ €•!8o

">/(!O _|WZ\$!#Õ M•ë "@ #.bv€

!O \$!#Õ ì_c †o ‡¼_ |• @ €A8® @ ±5 \$!#Õ M•Su W
#.bv€ _|WZ 4: G ? X3¿3ÿ _ #.M•

2-2-1 _&gM|: ^



W2-2-1 !O _|WZ\$!#Õ M•ë "@ b #.Ç ß î